

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

資料番号

資料1-6

提出年月日

令和5年6月21日

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.7.1）	目次	目次のページ数を修正しました。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.7.1）	目次	以下の資料を削除しました。 ・別紙(14) 屋外のアクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について （理由）島根同様に沈下率の設定方法は本文5. に記載しているため ・補足(11) 防潮堤直下を横断する排水路について （理由）女川のようにアクセスルートが防潮堤を横断していないため 上記に伴い、以下の資料番号を変更しました。 ・別紙(38) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について →別紙12 ・別紙(12) 鉄塔基礎の安定性について →別紙13 ・別紙(13) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について →別紙14 ・別紙(39) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について →別紙38 ・補足(25) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について →補足11	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.6.1）	1.0.2-1~7	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.7.1）	目次	別紙(37)について追而を解消し、適切な資料名称に修正しました。（下線部参照） （旧）(37) 地滑りによる影響評価について （新）(37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.6.1）	1.0.2-1~4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	目次	以下の記載を適正化しました。 (旧)、 (新)、	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	同上	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-2	追而としていた別紙12「アクセスルートトンネルの耐震評価方針について」の記載方針の相違を記載しました。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-4	追而解消に伴い別紙(37)の相違理由について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・泊は土石流による影響がないことから記載していない。 (新) 【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-5	第3図の注釈について、下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ※：防雪シートの設置方法の詳細については、今後検討する。 (新) ※：防雪シートの設置方法の詳細については、今後検討する。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-7	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-6	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 外部人為事象 (新) 人為事象	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-8	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-7	第2表の小型船舶の単位について、下記のとおり適正化しました。(下線部参照) また、左端列の該当条文の番号順になるよう、小型船舶の行を移動しました。 (旧) 1 台 (新) 1 艇	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-9	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-9	「玄海原子力発電所3, 4号炉」欄 以下の記載を削除しました。 別紙(26)(6/30)	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-11	第3表について、追前としていた集水桝シルトフェンス及び放射性物質吸着剤の仕様について反映しました。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-14	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-11	第3表について、注釈を下記のとおり適正化しました。(下線部参照) (旧) 約1800m (新) 約1,800m	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-14	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-11	第3表について、注釈を下記のとおり適正化しました。(下線部参照) (旧)※：寸法、重量は保管状態について記載 (新)※：寸法、重量は保管状態について記載しており、今後の検討により変更となる可能性がある。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-14	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.1)	1.0.2-別紙38-11	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧)括弧内は1、2号炉用 (新)括弧内は1号及び2号炉用	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-14	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.1)	1.0.2-別紙38-24	「玄海原子力発電所3、4号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ※作業時間_想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.4-202参照。 (新) ※作業時間_(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.4-202参照。	